

日常点検基準・実施要領

住 所

会社名

日常点検基準

●目的

第1条 道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに公害に影響を与える箇所については点検を行ない、車両の安全を確保するため本基準を定める。

●点検実施時期

第2条 1日1回、自動車の運行開始前に必ず実施するものとする。また、整備管理者が特に必要と認めた場合には適時整備管理者の指示により実施すること。

●点検の実務者

第3条 日常点検は、乗務する運転者並びに交代乗務する運転者が実施するものとする。

●実施場所

第4条 日常点検は、車庫内の所定の位置において実施するものとする。
ただし、車庫以外の始発拠点の位置において実施する場合は、整備管理者の指示によること。

●点検表の使用及び報告

第5条 日常点検は、日常点検表を使用して実施し、点検結果を点検表に記入捺印の上、整備管理者（代務者）に報告し、運行の可否について指示を受けなければ運行することができないものとする。

●点検の実施確認

第6条 整備管理者は、運転者より提出された点検表により、点検の実施を確認し、当該自動車の運行可否の決定を行ない、点検表（捺印、所定事項を記入）をもって、運行管理者に連絡するものとする。

車庫以外の始発拠点で実施した場合は、電話等の報告により実施を確認し、運行管理者に報告するものとする。

●点検結果の処理

第7条 整備管理者は、点検の結果、不良箇所がある場合は、次により処理するものとする。

1. 直ちに整備の指示を行なうこと。
2. 車の状態により運行に支障のないときは、業務等の状況を考慮して制限運行すること。
3. 整備をする場合は、臨時整備として取扱い、整備の指示及び処置については、点検表に明記すること。

●点検順序

第8条 別記日常点検の実施方法によるものとする。

●点検実施箇所、内容、判定基準

第9条 別記日常点検の実施方法によるものとする。

●運転者に対する指導監督

第10条 日常点検に関する運転者の教育は、次によるものとする。

1. 新規採用運転者

項目	実施責任者	教材	時間
自動車の構造 整備関係法令 日常点検基準 判定能力の教育 日常点検の実習			

2. 再教育

教育時間 ヶ月1回以上、 時間以上

教育内容

実施者

(注) 新型自動車、改善部位についての構造取扱い、事故警報に基づく点検は随時実施するものとする。

3. 教育結果は に報告するものとする。

●立会指導

第11条 整備管理者は、定期または随時、日常点検の実施についての立会指導を行なうこと。

附 則

本基準は平成 年 月 日より実施する。

●事業用自動車、自家用自動車等の日常点検基準(第1条関係)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1. ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのかかりが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏みこんで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2. タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 * 4 溝の深さが十分であること。
3. バッテリ	* 液量が適当であること。
4. 原動機	* 1 冷却水の量が適当であること。 * 2 ファン・ベルトの張りが適当で、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 * 3 エンジンオイルの量が適当であること。 * 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 * 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6. ウインド・ウォッシャ及びワイパー	* 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当で、かつ、噴射状態が不良でないこと。 * 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7. エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8. 運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。

(注) *印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。